

須坂市農業委員会 令和4年10月総会 議事録

- 1 招集 令和4年10月31日(月) 午後3時
- 2 開会 令和4年10月31日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和4年10月31日(月) 午後3時20分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林 昇	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	12番	神林清治	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄				〃	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 9番 春原博
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中西勇馬

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会10月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、9番春原委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数の過半数を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 本日は前段で農振協議会がありまして、協議会の委員さんにはお疲れのところ、引き続きの総会となりますが、議事の方がスムーズに進行できますようお願い申し上げます。早急10月総会に移りたいと思います。

議長 10月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須崎市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、6 番上原昌雄委員、7 番市村修一委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3 番

使用貸借の期間を 20 年にした経緯というか理由はありますか。

事務局

貸人からの申請どおりのままで、特に理由などはありません。

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議長

議案第 18 号の 1 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 18 号の 1 件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 19 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 19 号の 2 件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 5 件を議題といたします。

最初に、議案第 20 号の No. 1 から No. 3 の 3 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより採決いたします。

議長

議案第 20 号の No. 1 から No. 3 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 20 号の No. 1 から No. 3 までの 3 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 20 号のNo. 4 からNo. 5 までの 2 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようでしたら、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番 No. 5 ですが、対価が非常に安いと感じますが、何か理由はありますか。
説明員 本件につきましては、荒廃化しており、譲受人が復旧整備するというので、対
価を安くしたとのこと。
議長 推進委員さんで何かございますか。
議長 ないようですので、採決いたします。
議長 議案第 20 号のNo. 4 からNo. 5 までの 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さ
んは挙手願います。
議長 挙手多数であります。
議長 よって、議案第 20 号のNo. 4 からNo. 5 までの 2 件については、決定とすることに決
しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
議長 次に、報告に移ります。
議長 報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 3
件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。
議長 ないようですので以上で報告を終わります。これをもちまして、10 月総会を閉会
といたします。
議長 ご苦労様でした。